

---

## 第 2 部

---

# 第二次世界大戦後の西ドイツ賠償問題と ヨーロッパ地域秩序形成

川喜田 敦 子

はじめに

### 1 第二次世界大戦後のヨーロッパにおける戦後処理

第二次世界大戦後のドイツの戦後処理については、ヤルタ会談、ポツダム会談で米英ソの交渉が進められ、基本的な合意がポツダム協定としてまとめられた。ここで合意された戦後処理の枠組には二つの大きな特徴がある。

第一は、第一次世界大戦後にドイツに巨額の賠償金を課した結果、ドイツ経済が不安定化し、ナチ党の台頭を招いたとの反省から、第二次世界大戦後には、それとは異なる賠償形式が合意されたことである。すなわち、金銭賠償ではなく、経常生産物賠償、デモンタージュ（工場解体）による設備賠償、ドイツ在外財産の接収を軸とする実物賠償システムである。

第二は、戦争賠償については三大国の構想がいくつかの点において異なっていたために完全には折り合いがつかず、ポツダム協定では米英とソ連がそれぞれの勢力圏において独自の賠償政策を展開するかたちで妥協がはかられたことである。すなわち、ソ連はドイツのソ連占領地区から戦争賠償を取り立て、ポーランドの賠償についてもそこから支払われるべきこと、米国、英国、その他の西側連合国ならびにユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアの各国は西側占領地区から戦争賠償を取り立てることが定められた。また、ドイツ在外財産については、東側はソ連勢力圏の諸国のドイツ在外財産を処分し、西側はその他の諸国のドイツ在外財産を賠償にあてることとされた。これにより、第二次世界大戦後の戦争賠償の実施形態は東西間で大きく異なることになった。

本稿では、このうち西側の賠償政策の展開を見ていくこととする。当初、西側占領地区ならびに西ドイツには戦争賠償の支払いが課せられたが、移行条約（1952）ならびにロンドン債務協定（1953）によって戦争賠償の支払いが猶予されたことにより、西ドイツの戦後処理の枠組は大きく転換することになった。本稿が着目するのはこの枠組転換である。

## 2 研究の視角

議論に入る前に、第二次世界大戦後のドイツの戦後処理をめぐる研究状況について略述しておきたい。

ドイツの戦争賠償に関連して日本に最もよく紹介されているのは、ドイツ史からのアプローチではなく、第二次世界大戦後の米国の対独政策に関する研究であろう。米国の対独政策がモーゲンソープランに象徴される懲罰的なものからマーシャルプランに象徴される西ドイツの復興・西側統合を目指すものへと転換する経緯については、長らく、冷戦の開始との関連で研究が進められてきた<sup>1)</sup>。

しかし、ドイツ語圏では戦争賠償について出された研究書は多くなく、1980年代には、戦争賠償はその重要性に比して研究が立ち遅れているという指摘もなされたことがある<sup>2)</sup>。1990年代に入り、ドイツ語圏でもFisch（1992）、Karlsch（1993）等の研究が出された<sup>3)</sup>。これによって一定の情報量が確保されたとはいえ、同じく1990年代に補償を求める強制労働被害者の集団訴訟が米国で起こされ、その対応を迫られるなかでドイツの補償政策が注目を浴びるようになったことから、ドイツでの研究関心は現在にいたるまで主として「ナチ不法に対する補償」に向けられ

---

1) 第二次世界大戦後の米国の対独政策については、Gimbel, John, *The origins of the Marshall plan*, Stanford: Stanford University Press, 1976; Eisenberg, Carolyn Woods, *Drawing the Line. The American Decision to Divide Germany, 1944-1949*, Cambridge: Cambridge University Press, 1996; 牧野裕『冷戦の起源とアメリカの覇権』（御茶の水書房1993）; 河崎信樹『アメリカのドイツ政策の史的展開 モーゲンソープランからマーシャルプランへ』（関西大学出版会2012）ほか、多くの研究がある。

2) Foschepoth, Konflikte in der Reparationspolitik der Alliierten, in: ders. (ed.) *Kalter Krieg und Deutsche Frage. Deutschland im Widerstreit der Mächte 1945-1952*, Göttingen; Zürich: Vandenhoeck & Ruprecht, 1985, pp. 175-197, here esp. p. 176.

3) Fisch, Jörg, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, München: Beck, 1992; Karlsch, Rainer, *Allein bezahlt? Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR 1945-53*, Berlin: Links Christoph Verlag, 1993.

ている<sup>4)</sup>。

なお、この点では日本も同様で、「ナチ不法に対する補償」に比して戦争賠償への関心は低く、研究も少ない<sup>5)</sup>。しかも日本には、戦争責任のあるべきとりかたを考えるためにドイツの戦争賠償、「ナチ不法に対する補償」に関心が向けられてきたという独特の事情がある。そのことがドイツの戦後処理への高い関心を支え、研究の水準を保ってきたことは間違いがない。しかし他方で、そこで前提とされる日独比較の議論の枠組の特徴から、西ドイツをとりまく当時の国際政治上の文脈にそれ自体として注目すること、戦後処理における被害者救済以外の側面に注目することが十分にはなされないまま現在にいたった面もあるように思われる。

その点で、ドイツには、戦争賠償を直接に扱ったわけではないが、冷戦の開始、西欧の経済復興と安全保障システムの構築、独米関係などを論じるなかで戦争賠償にも言及する興味深い研究がいくつか存在する<sup>6)</sup>。本稿はこうした研究の成果を取り入れつつ、ドイツの戦争賠償を当時の国際的文脈のなかでいかに描くかを考えようとするものである。

- 
- 4) 「ナチ不法に対する補償」に関する主たる参考文献としては、Goschler, Constantin, *Schuld und Schulden: die Politik der Wiedergutmachung für NS-Verfolgte seit 1945*, Göttingen: Wallstein Verlag, 2005; Hockerts, Hans Günter / Moisel, Claudia / Winstel, Tobias (ed.), *Grenzen der Wiedergutmachung. Die Entschädigung für NS-Verfolgte in West- und Osteuropa 1945–2000*, Göttingen: Wallstein Verlag, 2006; Frei, Norbert / Brunner, José / Goschler, Constantin, *Die Praxis der Wiedergutmachung. Geschichte, Erfahrung und Wirkung in Deutschland und Israel*, Göttingen: Wallstein Verlag, 2009 などがある。
- 5) ドイツの戦争賠償に関する邦語文献としては、広渡清吾「ドイツにおける戦後責任と戦後補償」粟屋憲太郎ほか著『戦争責任・戦後責任—日本とドイツはどう違うか』(朝日新聞社 1994) 169-220 頁、矢野久「賠償と補償」『岩波講座 アジア・太平洋戦争 <8> 20 世紀の中のアジア・太平洋戦争』(岩波書店 2006) 177-203 頁がある。他方、「ナチ不法に対する補償」については、佐藤健生、矢野久、松本克美をはじめとする各氏に多くの論稿がある。また、「ナチ不法に対する補償」を含めて戦後ドイツの「過去の克服」については、石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』(白水社 2002)、ペーター・ライヒェル『ドイツ 過去の克服—ナチ独裁に対する 1945 年以降の政治的・法的取り組み』(八潮社 2006) 等を参照されたい。
- 6) Foschepoth, Josef (ed.), *Kalter Krieg und Deutsche Frage. Deutschland im Widerstreit der Mächte 1945-1952*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1985; Militärgeschichtliches Forschungsamt (ed.), *Anfänge westdeutscher Sicherheitspolitik 1945-1956*, vol. 4, München: Oldenbourg, 1997; Junker, Detlef (ed.), *Die USA und Deutschland im Zeitalter des Kalten Krieges 1945-1990*, 2 vols, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 2001 には示唆的な論文が含まれている。

その際、あくまでも「比較」を念頭に置いて立論しているという点では、本稿は日本の先行研究の多くと問題意識を共有している。ただし、議論の力点を決めるにあたって出発点となったのは、「日米特殊関係」をキーワードに米国の存在に着目しつつ東アジア地域秩序の再編との関連で日本の戦後処理について考えるという、科学研究費補助金基盤A「日米特殊関係による東アジア地域再編の政治経済史研究」の問題意識にヨーロッパから呼応するという発想である。

ヨーロッパと東アジアの戦後処理を比較する際、大きな違いのひとつは、占領にあたった連合国が単数であるか複数であるかという点にある。ヨーロッパは米英仏ソの四大国がドイツの戦後処理に対して発言力を持ち、実物賠償の取り立てにおいても各国がそれぞれの利害関心に根差した独自の方針をもって臨んだ。そこにさらに敗戦国たるドイツを加えれば、利害関係の交錯は東アジアよりもはるかに複雑になる。本稿はその点に着目し、賠償政策に対する関係各国の利害関心とその調整過程を追いながら、戦争賠償とヨーロッパ戦後秩序形成の関連を問うことを課題の第一としている。

第二の課題は、西ドイツの戦後処理が1950年代初頭に迎えた大きな転換に関わるものである。この枠組転換は、日本では、戦争賠償から「ナチ不法に対する補償 Wiedergutmachung」への転換という角度から説明されることが多い。「Wiedergutmachung」とは、「よき状態を回復する」という意味のドイツ語であり、(1) 西ドイツの国内法に基づくナチ体制下で失われた財産の返還 (Restitution)、(2) 西ドイツの国内法に基づくナチ被害者への個人補償 (Entschädigung)、(3) 西ドイツと他の国家もしくは組織とのあいだで結ばれた二国 (者) 間協定 (Globalabkommen) に基づく支払いがその代表的なものである。しかし、戦後処理の枠内で西側占領地区ならびに西ドイツに課された各種の支払いのうち、被害者の救済に関わる負担はもともとそこまで大きなものではなかったうえに、その側面に対する西側三連合国の関心は時間の経過とともに急速に縮小していった。このことを前提として、戦後処理の枠組転換において西ドイツの負担はどのように変わった—もしくは変わらなかった—ととらえるべきかを改めて見直すことが本稿のもうひとつの課題となる。

## I 戦後初期の賠償枠組

### 1 冷戦の顕在化と戦争賠償：經常生産物賠償をめぐる

第二次世界大戦後、米国の対独政策がモーゲンソープランに始まり、しかし、政治、経済、安全保障の各領域で西ドイツを西側に組み入れるべく転換していったことについては広く知られている。この転換は、モスクワ外相会談（1947.3）からマーシャルプランの提案を経てロンドン外相会談（1947.11）にいたる時期までかけて生じた。ドイツの戦争賠償をめぐるこの時期の連合国間の最大の対立は、經常生産物賠償を主張するソ連とそれを拒否する西側という構図で展開した。經常生産物賠償は、ソ連に対する西側三連合国の非妥協的な姿勢を象徴する案件として、冷戦構造の固定化と強く関連している。しかし、これについては先行研究も多く出されているため、本稿はむしろ西側三連合国内の問題に目を向けることにしたい<sup>7)</sup>。

西側三連合国のなかで經常生産物賠償に関心があったのは仏だけである。実際、仏占領地区では農産物、工業製品による經常生産物の取り立てが行われていた。そのため、モスクワ外相会談でも仏外相 G・ビドーは經常生産物賠償を主張しようとするが、米英からの圧力により、仏占領地区でも対価を支払わない經常生産物の取り立ては行っていないと宣言せざるをえなくなった<sup>8)</sup>。經常生産物賠償をめぐる仏の対応は、この問題が東西対立の文脈に飲み込まれたことを物語っている。

しかし、經常生産物賠償に対する西側三連合国の拒否は、東西対立の固定化という文脈に規定されたものであり、建前にすぎなかったという点も指摘しておく必要があるだろう。たとえば、米、英占領地区では經常生産物からの取り立ては行われなかったが、連合国は、輸出価格を国際的な市場価格よりも低く設定することで差益を得ていた。これは事実上、經常生産物から賠償を取り立てているのと同じことである。たとえばルール石炭は 1t あたり 10.5 ドルで輸出されていたが、当時の国際

---

7) 以下、対独賠償政策における米国の方針については、注 1 に挙げた諸文献を参照されたい。

8) Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, p. 211-212.

市場価格が25～30ドルであったことを考えれば、この価格設定は本来の市場価格の二分の一から三分の一にすぎない<sup>9)</sup>。Gimbel (1976)は1947年10月までの間において、西ドイツの輸出の75%は対価が支払われていなかったと算定している<sup>10)</sup>。その意味で、経常生産物賠償は西側占領地区でも実質的には戦争賠償の一角を形成しており、西側占領地区ならびに西ドイツの賠償総額を算定することを難しくする原因のひとつになっている。

しかし、戦争賠償から復興へという米国の方針転換が西側諸国に共有されていく過程において、西ドイツの復興を急ぐ米国と、それとは異なる独自の利害関心をもつ英仏のあいだでより大きな対立点となったのはデモンタージュだった<sup>11)</sup>。

## 2 西欧統合の始まりと戦争賠償：デモンタージュをめぐる

### a デモンタージュ計画の策定と修正

ポツダム協定により、東西が独自の賠償政策を展開することが合意された後、西側では戦勝18か国によるパリ賠償会議(1945.11-12)が開催され、西側での賠償形態はデモンタージュ、ドイツ在外財産に商船を加えた三要素を軸とする実物賠償とすることが決まった。この会議では米英の主張により戦争賠償の総額の決定は回避され、代わって参加国のあいだで戦争賠償の配分率が決定され、配分を実施するために連合国間賠償機関(IARA)(在ブリュッセル)が設立された。パリ賠償会議にはソ連とポーランドは参加しなかったが、実物賠償のうち、デモンタージュは東側にも関わる問題だった。ポツダム協定では、西側占領地区で解体された工場設備の25%(うち40%は無償提供、残り60%は食料ならび

---

9) Abelshauer, Werner, Probleme des Wiederaufbaus der westdeutschen Wirtschaft 1945-1953, in: Heinrich August Winkler (ed.), *Politische Weichenstellungen im Nachkriegsdeutschland 1945-1953*, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1979, pp. 208-253, here esp. p. 224.

10) Gimbel, *The origins of the Marshall plan*, p. 165.

11) デモンタージュの停止にいたるまでの西側三連合国の対独賠償政策ならびにアデナウアーを中心とするドイツ側の働きかけについては、本特集号189-209頁に収録されている、中村登志哉「戦後ドイツの賠償と施設撤去問題：アデナウアーの視座を中心に」を参照されたい。

に資源と交換とする)をソ連が得るという合意に基づき、向こう2年間のデモンタージュの規模についてポツダム会談終了後6か月以内に連合  
国管理委員会にて計画を作成するとされていたためである<sup>12)</sup>。これを受け、米英仏ソの四占領国により1946年3月に策定されたのが「賠償ならびにドイツ戦後経済水準に関する計画」だった。ここでは、1932年の生活水準を最低生活水準として設定し、その生産水準までドイツの生産設備を解体することで合意され、約1800件の工場のデモンタージュが計画された<sup>13)</sup>。

しかし西側の方針転換はすぐにも始まった。早くも1946年5月には米軍政長官代理L・クレイが米占領地区からのデモンタージュ物資のソ連への引き渡し停止を宣言した。さらに1947年8月、米、英占領政府は1946年3月のプランに代わり、米英統合地区に適用される新工業プランを発表した<sup>14)</sup>。これはドイツの生産設備の解体基準を1932年から1936年の工業水準に引き上げるもので、1947年10月に米英統合地区、11月に仏占領地区で公表された新たなデモンタージュ対象施設のリストでは、対象施設数は917に半減した<sup>15)</sup>。

しかし、欧州復興計画が実施に移される過程で、米国と英仏のあいだではデモンタージュをめぐる立場の違いが鮮明になっていった。米国では、一方でドイツに援助を与えつつ、他方で工場設備を撤去することの矛盾を批判する声が強まり、英仏に対してマーシャルプランによる援助と引き換えにデモンタージュの停止を要求するようになったのである<sup>16)</sup>。他方、英仏はデモンタージュ継続の方針を変更しようとせず、賠償の迅速な実施に向けて圧力をかけたい連合国間賠償機関の支援も得て米国と対立した<sup>17)</sup>。1948年10月末には米国の立場が貫徹し、西側三連

---

12) Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, p. 74-75.

13) Ruhm von Oppen, Beate (ed.), *Documents on Germany under occupation 1945-1954*, London: Oxford University Press, 1955, pp. 113-118.

14) *Ibid.*, pp. 239-245.

15) Harmssen, Gustav Wilhelm, *Reparationen, Sozialprodukt, Lebensstandard. Versuch einer Wirtschaftsbilanz*, 4 Hefte, Bremen: Trüben, 1948, I, pp. 99-111.

16) Foreign Assistance Act of 1948, Economic Cooperation Act of 1948, 80th Congress, 20 Session, Chapter 169, April 3, 1948, Sec. 115.

17) Fiereder, Helmut, *Demontagen in Deutschland nach 1945 unter besonderer Berücksichtigung der Montanindustrie*, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 34/4 (1989), pp. 209-239, here esp. pp. 219-220.

合国は改めてデモンタージュの見直しに向かうことになったが<sup>18)</sup>、交渉は難航し、1949年4月のワシントン協定では、米国はデモンタージュ対象から外す施設数の削減を余儀なくされた。停止予定リストから外されたのは、原案に挙げられていた167施設のうち8施設である。これらの施設の生産量は停止が検討されていた施設全体の30%を占め、しかもうち6施設はルール地域の主要製鉄産業だったという点で、これは米国にとっては大きな譲歩だった<sup>19)</sup>。

なお、デモンタージュの停止はドイツ側にとっても強い希望だった。たとえば、西ドイツの初代首相となるK・アデナウアーは、デモンタージュがドイツの国民感情にいかにも否定的影響を与えるかに言及しつつ、デモンタージュ停止を要求している<sup>20)</sup>。とくに、ワシントン協定の交渉がドイツ側にとっては期待外れに終わった後、ルール地域をはじめ、デモンタージュ対象の工場を抱える地域では世情の悪化が目立つようになった。当時のメディアの報道でも、デモンタージュ請負会社の経営者や家族が日常生活のなかで周囲との軋轢にさらされたり、彼らへの襲撃を呼びかけるビラがまかれ、その恐怖に加えて、デモンタージュ対象となった企業の幹部の説得を受けて請け負った事業を断念するデモンタージュ請負会社が出るといったことが報じられている。また、デモンタージュ対象の工場に外部から派遣される設備解体のための要員が必要な機材、負傷時の処置などについて工場側の協力を一切得られないという状況もあった<sup>21)</sup>。最大の問題であったルール地域は英占領地区にあった。英国は、1949年10月末にデモンタージュ停止容認へと最終的に方針転換するのだが、その際、英外相E・ベヴィンが米國務長官G・マーシャルに宛てた書簡でも、西ドイツの国民感情の悪化と、デモンタージュ要員の確保が困難になりつつあることが方針転換の理由としてかなり大きく取り上げられている<sup>22)</sup>。

---

18) *Archiv der Gegenwart*, Bd. XVIII und XIX, Essen: Zeit-Archive im Rheinisch-Westfälischen Verlagskontor, 1948-1949, p. 1678.

19) Fiederer, *Demontagen in Deutschland*, p. 223.

20) Adenauer, Konrad, *Erinnerungen. 1945-1953*, Stuttgart: Fischer, 1965, pp. 247-248.

21) Zu weich, zu weich. Eisenfresser, in: *DER SPIEGEL*, 41/1949, pp. 6-7.

22) FRUS, 1949, *Council of Foreign Ministers; Germany and Austria*, pp. 618-621.

## b デモンタージュ停止とルールの国際管理体制の成立

西ドイツの復興を重視し、デモンタージュの縮小・停止を求める米国に対して、英仏が継続を主張した理由は、受けた戦争被害に対してしかるべき戦争賠償を得たいという要求に加えて、ドイツの復興がもたらす安全保障上の懸念にあった。復興後のドイツから再び攻撃を加えられることへの危惧が特に強かったのは仏だった<sup>23)</sup>。したがって、デモンタージュ停止が合意される前提となったのは、西ドイツの戦略物資の生産制限・利用統制を行なうためのルールの国際管理の仕組みが整い、西ドイツに対する安全保障が確保されたことだった。

ルールの国際管理体制の成立には経済的な利害関心も絡んでいた。英国にとっては、国内の鉱山業に対する脅威となるルールを統制下に置いておきたいという関心があった。他方、鉄鋼生産の拡大を軸として経済再建計画を進めようとしていた仏も、ザールを保護領としてザール炭鉱に対する権益を確保したうえで、さらにルールに対しても影響力を獲得したいと考えていた。しかし、仏がルールに対してアクセスを得るためには、占領地区内にルールを抱える英国、米英統合地区の創設によってルールに対する発言権を確保した米国とは異なり、特別の統制機関が設置される必要があった<sup>24)</sup>。

こうした関心を受けて1949年4月に成立したのがルール国際機関(在デュッセルドルフ)である。同機関は、ドイツ国内向けならびに輸出用の石炭、コークス、鉄鋼の価格と生産量を決定する機関として、米英仏にベネルクスを加えた6か国によって1948年12月に結ばれたルール協定を受けて設立された<sup>25)</sup>。これにより、西ドイツの産業力の40%を占めるルールの経済的ポテンシャル、とくに西ドイツの石炭鉄鋼資源の80

23) Foschepoth, Josef, Konflikte in der Reparationspolitik der Alliierten, pp. 187-194.

24) Lüders, Carsten, Die Bedeutung des Ruhrstatuts und seiner Aufhebung für die außenpolitische und außenwirtschaftliche Emanzipation Westdeutschlands (1948-1952), in: Manfred Knapp (ed.), *Von der Bizonengründung zur ökonomisch-politischen Westintegration. Studien zum Verhältnis zwischen Außenpolitik und Außenwirtschaftsbeziehungen in der Entstehungsphase der Bundesrepublik Deutschland (1947-1952)*, Frankfurt/Main: Haag + Herchen, 1984, pp. 95-186, here esp. pp. 149-151, 162-163.

25) Michaelis, Herbert (ed.), *Ursachen und Folgen*, Bd. 26, Berlin: Wendler, 1978, pp. 212-225.

～90%が国際管理下に置かれることになった<sup>26)</sup>。西ドイツは、ドイツ側の合意なく設立されたルール国際機関はルールに対するドイツの自主決定権を奪うものであるとして反発した。しかし連邦政府は、デモンタージュ停止の条件として、西ドイツの非軍事化を監督する軍事安全保障局への協力とならんでルール国際機関への代表派遣を求められ、1949年11月、ペータースベルク協定によってこの条件に合意した<sup>27)</sup>。これにより、デモンタージュは終息に向かい、1952年5月のドイツ条約調印によって公式に終結した<sup>28)</sup>。

### c ルール国際機関から欧州石炭鉄鋼共同体へ

ルール国際機関は、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の設立とともに1952年にその役割を終えることになる。欧州石炭鉄鋼共同体の提案がなされたのは、ペータースベルク協定による西ドイツのルール国際機関への代表派遣承諾から半年後の1950年5月だった。

仏による欧州石炭鉄鋼共同体の提案は、ルールの石炭資源に対するアクセス権を保持しつつ、西ドイツの戦略物資の統制を通じて自国の安全保障を確保するという仏の関心が継続していたことを示すものである。ソ連による原爆実験成功や朝鮮戦争開始を背景とする軍事上の関心から米国が西ドイツに対する直接的な統制に消極的になるなか、直接統制と同様の経済的利益と安全保障上の関心を実現する方法が欧州石炭鉄鋼共同体による間接統制への移行提案だった。当時、シューマンプラン参加国全体の生産量の50%を超える年16tの粗鋼生産高を有していた英は、超国家機関の統制にさらされることを嫌って欧州石炭鉄鋼共同体には参加しなかった。しかし、仏は北アフリカのモロッコ、アルジェリアに設けた新採掘場を国際統制の対象から外して自国の自由を獲得したうえでルールに対する間接統制の仕組みを整えることを選んだ<sup>29)</sup>。

26) 金子新「西ドイツの建国とルール国際管理 アデナウアー外交の起源 1948-1949年」『敬愛大学国際研究』第14号（2004）1-30頁、ここでは特に14頁。

27) Ruhm von Oppen (ed.), *Documents on Germany*, pp. 439-443.

28) Benz, Wolfgang, *Wirtschaftspolitik zwischen Demontage und Währungsreform*, in: Institut für Zeitgeschichte (ed.), *Westdeutschlands Weg zur Bundesrepublik 1945-1949*, München: C. H. Beck, 1976, pp. 69-89, here esp. p. 161 (n. 22).

29) Abelshauser, Werner, *Wirtschaft und Rüstung in den fünfziger Jahren*, in: Militärgeschichtliches Forschungsamt (ed.), *Anfänge westdeutscher Sicherheitspolitik 1945-1956*, vol. 4, pp. 1-185, here esp. pp. 21-24.

他方、西ドイツから見ると、ルールが国際管理下に置かれ、自立的な決定が制限される点では同じだが、占領体制に規定されたルール国際機関の直接的な統制から解放されるのであれば、漸進的な主権回復へのステップのひとつとして欧州石炭鉄鋼共同体構想を肯定的にとらえることが可能だった。ただし、欧州石炭鉄鋼共同体の発足によってルール国際機関が廃止されることは初めから既定路線だったわけではなく、むしろ両組織を並存させることが仏の当初の構想だった。欧州石炭鉄鋼共同体設立とルール国際機関の廃止を結びつけることが可能になった背景には、この時期に、戦略物資の供給、軍事力の両面で西欧の安全保障において西ドイツの貢献が必要とされるようになってきたことがあった。西ドイツはこの情勢を利用し、欧州石炭鉄鋼共同体への参加の前提としてルール協定ならびにルール国際機関の廃止を要求していった。この交渉の過程において、西ドイツが連合軍高等弁務官の求めに応じて1951年3月に出した宣言は、とくに防衛目的で戦略物資を一欧州石炭鉄鋼共同体の枠組を超えて一西側に供出することについて米英を含めた西側連合軍国への協力を確約するものである。これは直接的には占領規約の一部修正の条件として要求されたものだったが、ルール協定ならびに戦略物資の生産制限の廃止を準備することにもなった<sup>30)</sup>。

デモンターージュから、ルール国際機関による戦略物資の直接統制、さらに欧州石炭鉄鋼共同体による間接統制へという流れは、連合軍一とくに仏一の経済上、安全保障上の利害関心に強く規定されていた。その出発点は、地域統合というよりは西ドイツの戦略物資に対する管理・統制に近いものだったが、西側の安全保障に対する西ドイツの貢献を求める冷戦下の要請の下、西ドイツの同権化が促進されるかたちで実現し、結果として国際的な経済協力の枠組が作り出されていった。その意味で、ルールの国際管理の成立の経緯からは、西側三連合軍それぞれの自国の安全保障上の関心ならびに経済的関心と西側全体としてのそれとが密接に絡み合いながらドイツの戦後処理の方針が決定され、ヨーロッパ戦後

30) この交渉過程については、Lüders, Carsten, *Das Ruhrkontrollsystem. Entstehung und Entwicklung im Rahmen der Westintegration Westdeutschlands 1947-1953*, Frankfurt am Main: Campus Verlag, 1988, pp. 307-329 に詳しい。なお、1951年3月の宣言では戦前債務の引き受けも同時に確約された。

秩序が形成されていったことが明確に見て取れる。

## II 賠償枠組の転換

### 1 国内外の被害者救済—戦争賠償から補償へ

1952年7月の欧州石炭鉄鋼共同体の成立直前、同年6月に西ドイツは西側三連合国とのあいだで占領体制を終結させ、西ドイツに主権を移管するためのドイツ条約を締結した。この間、ドイツ条約ならびにそれを補完する諸条約と並行して、賠償・補償に関連する規定をもつ複数の協定の交渉が行なわれていた。ルクセンブルク協定、ロンドン債務協定がそれにあたる。1952～53年にかけて結ばれたこれらの諸条約・協定により、西ドイツの戦後処理の枠組は大きく転換することになった。すなわち、戦争賠償の支払いを猶予され、代わって「ナチ不法に対する補償」をはじめとする他の支払義務が課せられたということである<sup>31)</sup>。

ドイツ条約締結に際して、それを補完する条約として結ばれた条約のひとつが移行条約である。同条約ではドイツの戦争賠償について「講和条約によって取り決められるべき」ことが合意された。とくに、実物賠償の第一の柱であった生産物賠償については将来も含めた放棄が宣言され、第二の柱であるデモンタージュについても公式に停止が決まった。ただし、第三の柱であるドイツ在外財産については、賠償を目的として接収されたドイツ在外財産およびその他の資産に関する一連の措置に対していかなる異議も唱えないこと、かかる財産の以前の所有者に対して補償を行なうことが西ドイツに義務づけられた<sup>32)</sup>。その金額を正確に算出することは難しいが、在外財産の旧所有者に対する補償の一形態である負担調整法(1952)の枠内で東欧の在外財産補償にあてられた金額は1985年までに130億DM程度と考えられる<sup>33)</sup>。

31) 以下、戦争賠償枠組の転換と「ナチ不法に対する補償」については、注5に挙げた邦語諸文献もあわせて参照されたい。

32) Vertrag zur Regelung aus Krieg und Besatzung entstandener Fragen, in: *Bundesgesetzblatt*, 1955, part II, pp. 405-468, here esp. pp. 440-441.

33) Wiegand, Lutz, *Der Lastenausgleich in der Bundesrepublik Deutschland 1949-1985*, Frankfurt am Main; Bern; New York; Paris: Peter Lang, 1992, pp. 306-350; 354-358.

この移行条約であわせて西ドイツに義務づけられたのが、ナチ被害者に対する補償だった。この補償義務を履行するため、西ドイツは、米占領地区ですでに施行されていた補償法をもとに連邦補充法（1953）、連邦補償法（1956）、連邦補償法終結法（1965）等の国内法を整備していくことになる。この枠内で1988年までに支払われた補償総額は556億DMに上った<sup>34)</sup>。また、これらの国内法による規定のほかに、1952年9月のルクセンブルク協定も挙げる必要がある<sup>35)</sup>。同協定は、ユダヤ人ナチ被害者の救済、社会復帰、生活基盤の再建に貢献することをイスラエルならびに対独ユダヤ人補償請求会議に対して約したものだ。同協定により、西ドイツは12年間で34億5000万DMの支払いに合意した<sup>36)</sup>。さらに、補償に関する西ドイツの国内法が対象を国内在住者に限定するものであったことから、1950年代後半から60年代前半にかけて西ドイツと西欧諸国のあいだでは各国内のナチ被害者の救済を目的として二国間協定が締結されていく。「ナチ不法に対する補償」は西ドイツの戦後処理の新たな柱として「過去の克服」の重要な一角を形成していくことになった。

## 2 対外債務返済

これと並行して交渉が進んでいたのが、西ドイツの対外債務返済を取り決めるロンドン債務協定だった。ドイツに対する占領と食料援助のために予想される多大な費用に鑑みて、英国は、ドイツの戦争賠償よりも占領経費と援助費用の返済が優先されるべきこと、したがってドイツ在外財産を戦争賠償ではなく戦前債務の返済に充てることを第二次世界大戦中から主張していた。英国の主張は、当初はソ連、米国のいずれの同意も得ることができなかった。しかし、マーシャルプラン開始ならびに西側占領地区における通貨改革により、西ドイツ復興のためには外国か

---

34) Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, p. 222.

35) Gesetz betreffend das Abkommen vom 10. September 1952 zwischen der Bundesrepublik Deutschland und dem Staate Israel, in: *Bundesgesetzblatt*, 1953, part II, pp. 37-54.

36) ルクセンブルク協定の締結については、Jena, Kai von, *Versöhnung mit Israel? Die deutsch-israelischen Verhandlungen bis zum Wiedergutmachungsabkommen von 1952*, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 34/4 (1986), pp. 457-480 に詳しい。

らの投資が早急に必要であるとの認識が強まり、西ドイツの対外債務問題の解決は西ドイツと西欧諸国のあいだの経済関係・金融関係の再開、ひいては西ドイツの経済的な西側統合の前提となるため米国にとっても戦略的に重要であるとの判断から、1953年2月に参加21か国によるロンドン債務協定の締結にいたった<sup>37)</sup>。

西ドイツが返済すべき対外債務には、ドーズ債、ヤング債ならびに企業等からの民間対外債務を含めた第二次世界大戦前の諸債務に加えて、ガリオア資金、マーシャルプラン等、第二次世界大戦後に受けた各種の援助の枠内での諸債務があった。ロンドン債務協定では、これらの対外債務のうち戦前債務が44%（135億DMから75億DM）、戦後債務が56%（160億DMから70億DM）に圧縮され<sup>38)</sup>、総額145億DMの返済が西ドイツに課された<sup>39)</sup>。

これに対して戦争賠償については、ロンドン債務協定第5条にて「賠償問題の最終決着まで延期する」ことが合意された。この規定が置かれたことにより、移行条約ですでに賠償猶予に合意していた西側三連合国に加えて、ロンドン債務協定に参加したその他の調印国も西ドイツに対して戦争賠償を請求できないことになった<sup>40)</sup>。戦争賠償に対して対外債務の返済を優先させた連合国側の決定については、戦争被害者に対する債権者の優遇だったとして批判もある<sup>41)</sup>。また、賠償請求を阻止したうえに、戦中債務は戦争賠償に含まれるとして協議の対象を戦前債務・戦後債務に限定したことは、仏、オランダ等の被害国に対して戦前・戦後債務の主要債権国である米英の利害が貫徹したものと見ることもできる。

---

37) Rombeck-Jaschinski, Ursula, *Das Londoner Schuldenabkommen. Die Regelung der deutschen Auslandsschulden nach dem Zweiten Weltkrieg*, München: Oldenbourg, 2005, pp. 53-80.

38) なかでもマーシャルプランによる債務は圧縮率が高く、62.5%が返済を免除されることになった。Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, p. 118.

39) Abkommen über deutsche Auslandsschulden vom 27. Febr. 1953, in: *Bundesgesetzblatt*, 1953, part II, pp. 333-485.

40) 西ドイツはその後の経済復興により、予定されていたよりも早く対外債務を完済することに成功するが、返済終了後も協定は有効なままとどめ置かれることになった。これは他国からの賠償請求を阻止し続ける目的だったとされる。Rombeck-Jaschinski, *Das Londoner Schuldenabkommen*, p. 457 参照。

41) Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, pp. 118-122.

なお、対外債務問題が解決されない限りは他国とのあいだに正常な取引関係を取り結ぶことは不可能であるため、ドイツ側も戦後初期から、正常な取引再開のために債務問題の解決を望んでいた<sup>42)</sup>。それに加えて、戦前債務の引き受けは、西ドイツがドイツ帝国の正当な後継国家であることを認めさせるためには必須の前提でもあった。

### III 戦争賠償と占領経費

#### 1 西ドイツの支払能力

西ドイツの賠償枠組の転換を考えるうえで、もうひとつ考慮に入れるべき重要な要因は占領経費である。占領にかかる経費を被占領国が負担するという趣旨からして、占領経費は戦争被害の補填にあたる戦争賠償とは目的を異にする。しかし第一次世界大戦後には、戦争賠償に先行して占領経費の支払いが行なわれ、その余剰分が戦争賠償に充当されたという経緯があり、戦争賠償と占領経費の重なりを示す先例となっている<sup>43)</sup>。また、第二次世界大戦後も、モスクワで賠償問題の調整にあっていた連合国賠償委員会のE・ポーレーが同委員会委員長I・マイスキーに対して、生産物賠償の額は占領経費に依存するという米国の見解を書き送っており、第二次世界大戦後の構想においても両者が関連づけられていたことが分かる<sup>44)</sup>。

第二次世界大戦後の西ドイツの戦争賠償と占領経費をつなぐのは「支払能力」という概念である。戦争賠償の取り立てはあくまでも敗戦国の支払能力の枠内で行なうことが英米の当初からの方針だった<sup>45)</sup>。金銭賠償ではなく実物賠償とする、戦争被害に対して戦争賠償の枠内で救済を行なう、ドイツを統一体として扱うなど、戦争賠償をめぐる初期の原則の多くが揺らぐなか、ドイツの賠償支払能力の枠内に要求を収めるとい

---

42) Vortrag von Hermann J. Abs vom 16.9.1949, in: Hans-Peter Schwarz (ed.), *Die Wiederherstellung des deutschen Kredits. Das Londoner Schuldenabkommen*, Stuttgart; Zürich: Belser AG für Verlagsgeschäfte, 1982, pp. 80-96.

43) Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, pp. 32-33.

44) *FRUS, diplomatic papers, 1945. The Conference of Berlin (The Potsdam Conference)*, p. 547.

45) *Ibid.*, p. 510.

## 第2部 連合国の「寛大なる講和」と旧枢軸国の対応

う原則は西側では堅持された。戦争賠償の総額が最後まで決定されなかったのはそのためである。したがって、西ドイツの支払能力をどう見積もるかは、西ドイツにとっても西側三連合国にとっても大きな関心事であり、西ドイツの負担をめぐる議論には繰り返しこの概念が持ち出された。

たとえば、ロンドン債務会議の開催中、西ドイツ首相 K・アデナウアーがドイツ代表団団長 H・J・アプスと事前に金額を打ち合わせることなく、イスラエルならびにユダヤ人補償請求会議に対してルクセンブルク協定の交渉を開始したときには、ロンドンで対外債務返済の交渉に参加していた—とくに英国の—債権者は、西ドイツは債務返済を最優先すべきだと主張し、西ドイツが両協定の協議を並行して進めることを批判した<sup>46)</sup>。アプスも同時交渉に強く反対したが、これは、イスラエルとのあいだで大規模な補償が合意されることで西ドイツの支払能力が制約され、ロンドン債務協定の交渉に支障をきたすことを恐れたためだった<sup>47)</sup>。

しかし、西ドイツの支払能力を議論する際に西側三連合国が念頭に置いていたのは補償ならびに対外債務の返済だけではなく、それ以上に重要な費目は、占領経費として西ドイツが負担していた連合国の西ドイツ駐留費だった。朝鮮戦争開始以来、西ドイツの西側安全保障システムへの統合と再軍備は西側三連合国の懸案となり、1950年10月にはフランス首相 R・プレヴァンの提案に基づく欧州防衛共同体(EDC)構想が浮上した。最終的には、ドイツ条約の成立は欧州防衛共同体条約の成立と抱き合わせにされ、ドイツ条約を補完する財政条約で欧州防衛共同体成立を前提とした西ドイツの防衛費が定められることになった<sup>48)</sup>。この間、ドイツ条約、ルクセンブルク協定、ロンドン債務協定の交渉の背後では、常に西ドイツの防衛費負担が争点であり続けていたことになる。

たとえば、1950年9月のニューヨーク外相会談にて、西側三連合国は西ドイツに対して戦後債務を優先的に返済することを求めつつ、その

---

46) Das Rhöndorfer Gespräch vom 18. April 1980, in: Schwarz (ed.), *Die Wiederherstellung des deutschen Kredits*, pp. 38-79, here esp. p. 58.

47) Rombeck-Jaschinski, *Das Londoner Schuldenabkommen*, p. 451.

48) Finanzvertrag, in: *Bundesgesetzblatt*, 1955, part II, pp. 381-404, here esp. p. 383.

請求額については西ドイツの支払能力と「その他の重要な要因」を考慮するとした<sup>49)</sup>。この「その他の重要な要因」とはすなわち、占領経費として支払われる連合軍の西ドイツ駐留費用と、西ドイツの再軍備費用だった<sup>50)</sup>。また1951年4月には米國務省が占領経費を前年の年間45億DMから79億DMに増額して請求するにあたり、対外債務問題では譲歩する姿勢を見せている。これは、西ドイツにおける米軍の支出を引き受ける代わりに、マーシャルプランによる戦後債務から相応額を差し引くことを提案したものだ<sup>51)</sup>。この提案は他のNATO加盟諸国への影響を恐れて実現しなかったが、こうした経緯からは、問題は西ドイツが支払うべき負担の総額にあり、戦争賠償、補償、対外債務返済、占領経費のすべてが西ドイツの支払能力の枠内に収められなければならないという意味で、第二次世界大戦後に西側占領地区ならびに西ドイツに課せられたすべての支払いは相互に関連していたことが分かる。

## 2 ドイツの戦後処理における占領経費の位置づけ

西ドイツの支払能力に限界がある以上、その支払能力を最大に活用するための方法が模索される。その際、敗戦国から戦勝国（占領国）に支払われる限り、支払いの名目については本質的には問題にならない。それを念頭におきつつ、戦争賠償と占領経費の金額を比較するならば、1952年までのドイツの賠償総額が48億ドル（1938）であるのに対して、その間の占領経費は120億ドル（1938）にのぼった<sup>52)</sup>。占領経費と駐留費の総額は1953年までに500億RM/DM<sup>53)</sup>、1950年代末までに700億DMに達した<sup>54)</sup>。占領経費の負担は戦争賠償に比べて圧倒的に大きかったことが分かる。

西側占領地区の占領経費は占領期には年間予算の平均35%に達して

---

49) *FRUS, 1950. Western Europe*, p. 1292.

50) Rombeck-Jaschinski, *Das Londoner Schuldenabkommen*, pp. 109-110.

51) Abelshauer, *Wirtschaft und Rüstung in den fünfziger Jahren*, p. 90.

52) Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, pp. 216-217.

53) Rocke, Helmut, *Leistungen der Bundesrepublik für die ausländischen Streitkräfte*, in: *Die finanzielle Liquidation des Krieges beim Aufbau der Bundesrepublik Deutschland*, Bonn: Stollfuss, o. J. (1962), pp.19-30, here esp. pp. 19-27.

54) Abelshauer, *Wirtschaft und Rüstung in den fünfziger Jahren*, pp. 112-113.

いた<sup>55)</sup>。西ドイツ建国後、1950年の占領経費は年間予算の38%で、これは国民総生産の15%を超える額にあたる<sup>56)</sup>。高額の占領経費に対する不満は占領期から出ていた。1950年3月末まではドイツ側は占領経費に対する監査権をもたなかったが、監査権を与えられた後には、巨額の使途不明金、防衛費とは直接関係のない消耗品、贅沢品などの支出が目立つとして、連邦議会では占領経費の使途が繰り返し議論の対象になった<sup>57)</sup>。1951年8月には財務相F・シェーファーが連合国外務官に対して、従来通りの占領経費は負担不能と表明している<sup>58)</sup>。

しかし、西ドイツからの働きかけにもかかわらず、占領経費の減額は聞き入れられなかった。1950年代に入ると、欧州防衛共同体の設立を視野に入れ、逆により高額な防衛費負担が西ドイツに求められることになった。この防衛費のうち、どれだけを想定される西ドイツの再軍備費用に充て、どれだけを一占領経費の事実上の延長であり、西ドイツでは「占領経費」と呼ばれた一連合国外務官の駐留費に振り向けるかについても交渉となり、結果、財政条約では、欧州防衛共同体条約発効までの間、西ドイツの負担額を月額8億5000万DMとし、うち月額6億DMを占領経費とすることで合意された<sup>59)</sup>。この枠組は西ドイツのNATO加盟(1955)まで継続することになる。これはすなわち年間90億DMにあたり、以降、これが西ドイツの国防相が西側三連合国に対して主張する西ドイツの支払能力の上限額となった。ただし、米国は西ドイツの支払能力の上限を130億DMと見ていたため、その後も防衛費負担額をめぐって厳しい折衝が続くことになった<sup>60)</sup>。なお、欧州防衛共同体構想が挫折したために利用されなかった再軍備費用は50億DMにのぼる国庫積立金として残り、西ドイツのNATO加盟後、再軍備資金に回される

---

55) Zimmermann, *Die Konflikte um die Kosten des Kalten Kriegs*, in: Junker (ed.), *Die USA und Deutschland*, vol. 1, pp. 514-523, here esp. p. 515. とくに仏占領地区は平均52%と最も高く、最高率だった1946年には86%だった。Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, pp. 215-216; 218 参照。

56) Abelshäuser, *Wirtschaft und Rüstung in den fünfziger Jahren*, pp. 88-89.

57) *Verhandlungen des Bundestages, Stenographischer Bericht*, 112. Sitzung, den 18. Januar 1951, p. 4199A.

58) *Verhandlungen des Bundestages, Drucksachen*, Anlage 2 zur Drs. 2/2824.

59) *Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung*, Sondersitzung der Bundesregierung am 23. Mai 1952, TOP 1: Finanzieller Verteidigungsbeitrag.

60) Abelshäuser, *Wirtschaft und Rüstung in den fünfziger Jahren*, p. 94, 99.

ことになる<sup>61)</sup>。

デモンタージュの停止が欧州防衛共同体に関する合意と同時に実現したことに象徴的に表れているのは、西側三連合国の安全保障上の関心が、戦争賠償—デモンタージュ—や戦略物資の生産制限ではなく、戦略物資の確保への西ドイツの協力ならびに西ドイツの軍事力の西側安全保障システムへの組み込みによって達成されると判断されたということである。これはすなわち、西側連合国にとって占領経費の意味が、ドイツの脅威に対する統制手段から西側の安全保障のなかでの西ドイツの相応の負担へと切り替わったということだった。

西ドイツにとっても、占領経費は当初は占領軍のための経費でしかなかったが、冷戦の顕在化とともにその受け止め方は変化していった。連邦議会における占領経費をめぐる議論を見ても、占領経費が防衛目的以外に支出されることに対して批判が集中しているのであって、防衛目的で支出される限りにおいて、連邦議会は占領経費の支払いには反対しないという合意が西ドイツ建国初期の段階ですでにできていたことが分かる<sup>62)</sup>。駐留費、防衛費という形でヨーロッパにおける西側諸国の安全保障を支えることが最大の金銭的負担として西ドイツに求められるという構図は、西ドイツにとっても受け入れ可能なものであり、負担額をめぐる交渉は繰り返されるものの、この構図自体は両者の合意の下に成立したと言ってよい。西ドイツのNATO加盟以降、この支払いは国内に駐留する連合軍の駐留費負担として続いていくことになった<sup>63)</sup>。

なお、西側三連合国の駐留ならびにそのための経費が西ドイツ経済にとってもった意味についても考えておかなければならない。1950年代末にドイツマルクは西側陣営で最も安定した通貨となった。これは駐留軍の存在によって支えられていた面がある。連邦銀行の試算によれば、高額の占領経費ならびに駐留費の支払いにもかかわらず、連合軍の駐留から発生する外貨支払によって1950～59年にかけて発生した黒字は

---

61) Zimmermann, Die Konflikt um die Kosten des Kalten Kriegs, pp. 515-517.

62) *Verhandlungen des Bundestages, Drucksachen*, Drs. 1/2200.

63) Zimmermann, Hubert, *Money and Security. Troops and Monetary Policy in Germany's Relations to the United States and the United Kingdom, 1950-1971*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 2000.

165億DMにのぼった<sup>64)</sup>。当時の固定相場制の下では、西ドイツの外貨保有高は同盟国の財政状況の悪化に直結する。それはすなわち、西ドイツの最も重要な貿易相手国の財政悪化ということでもある。そのなかで、駐留費援助は西ドイツの経済的な関心事となり、必ずしも支払いを拒むべきものではなくなっていった。その意味で、占領経費から欧州防衛共同体のための積立金を経て防衛費、駐留費さらには実質的な経済援助へと変化していくこの支払いは、ヨーロッパの安全保障への西ドイツの統合ならびに西ドイツによる防衛費負担の問題であると同時に、西ドイツの経済復興ならびに西側経済への統合の問題であったとも言えるだろう。この過程において、占領期に作られた義務としての防衛費負担のレジームに対する受動的態度は緩やかに解体され、西ドイツは連合国の駐留費に対する援助を外交、経済、同盟政策の手段として積極的に利用するようになっていったとAbelshauer(1997)は指摘する<sup>65)</sup>。

## 終わりに：戦争賠償とヨーロッパ戦後秩序形成

第二次世界大戦後の戦争賠償の展開を評して、Foschepoth(1985)は「戦争によって受けた損害の賠償は未来に向けて構想、実行された」と述べている<sup>66)</sup>。第二次世界大戦後のドイツに課せられた負担の形態が、当初の実物賠償による戦争賠償から離れて変容していく過程は、西ドイツを西側一とくに西欧一に政治的、経済的、安全保障上、いかに統合するかをめぐる西側三連合国の構想の変容・対立・調整と切り離して考えることはできない。それは、冷戦下の東西対立が顕在化するなか、自国の経済的、安全保障上の利害を損なうことなく、いかに西ドイツを復興させ、西側の経済復興と防衛に役立てるかという問題であった。西ドイツ国家の成立、主権移管はこの文脈のなかで進み、デモンタージュ停止後のルールの国際管理に向けた枠組構築、西欧安全保障システムの制度設計、そのなかでの西ドイツの防衛費負担、ドイツ帝国の継承国家としての承認と対外債務の引き受け、それらを前提とした占領規約の修正・撤廃等がすべて相互に条件づけられるかたちで進行した。その意味で、戦争賠償

64) Zimmermann, Die Konflikt um die Kosten des Kalten Krieges, p. 518.

65) Abelshauer, Wirtschaft und Rüstung in den fünfziger Jahren, pp. 112-113.

66) Foschepoth, Konflikte in der Reparationspolitik der Alliierten, p. 176.

は、戦後の西側諸国が現実の政治的、経済的、安全保障上の利害関心にしたがって作りあげようとしていた新たな地域秩序の実現の手段として利用され、変容していったと言えよう。

その過程において、1952～53年にかけて結ばれた諸条約・協定は、西側三連合国による占領が終結し、西ドイツが西側世界に組み込まれるための新たな条件を示すものだった。ここで生じた戦後処理の枠組転換の特徴としては、以下の三点を指摘しておきたい。

第一に、西ドイツに課される負担の形態は、実物賠償による戦争賠償という当初の構想からは大きく離れた。しかし、戦争賠償が猶予されたとはいえ、実物賠償の三つの柱のうち在外財産の返還はなされなかったことには留意する必要がある。しかも、戦争賠償だけを切り離してとらえていると見えてこない問題として、対外債務等の引き受けが新たに課せられていく経緯にも表れているように、名目が何であれ、西ドイツの支払能力の上限まで負担を課そうとする点において、西側連合国の姿勢には従来との連続性が確認できることにも注意が必要である。同じく、財政条約のなかで従来の占領経費の実質的な継続として欧州防衛共同体のための西ドイツの防衛費負担が定められたことが示すように、西ドイツの支払能力の枠内で要求される最大の費目が占領経費—もしくは防衛費—であるという構造が、占領期以来、1950年代を通じて変わらずに存在しつづけた点においても、従来が揺らいでいないことが分かる。戦後処理の枠組転換は、この転換と継続の双方の側面においてとらえられねばならない。

第二に、新たな枠組における各種の負担は、それが西ドイツにとって確かに負担であるにせよ、単純な負担だけに終わるものではなかった点も特徴である。すなわち、デモンタージュ終了のもつ心理的効果に加えて、その後もルール国際機関から欧州石炭鉄鋼共同体への移行にともなうルールの国際統制の緩和と同権化の漸進的進捗、対外債務の返済がもたらす通常取引再開とドイツ帝国の正当な後継国家としての国際的認知への期待、連合国軍の駐留がもつ防衛上の必要性に加えて、後には対外交渉のカードとしての有用性などは西ドイツの利害にかなうものであり、その点において戦争賠償の支払いとは大きく異なる。ナチ被害者に対する補償も、倫理的な立場を明確にすることで国際社会における道義

的な信用を回復するという点で、西ドイツにとっては意味のある支払いだった。

第三に、戦争賠償をめぐる構想の初期段階には確かに存在していた戦争被害者救済への関心が低下してその実現時期が遅らせられ、その規模も当時はまだ決して楽観視できるものではなかった西ドイツ経済の復興という不確定要素に依存するものとして位置づけられていたことも否定しがたい特徴としてある。その点で、戦争賠償は「未来に向けて構想」されたという Foschepoth の言葉は、「過去には向いていなかった」と言い換えることさえできよう。結果として、被害者救済を実現する超国家的枠組は失われて西ドイツと相手国の個別の二国間関係に落とし込まれ、国家間関係を介在させないものについては国内法による処理に任されることになった。なお、移行条約によって戦争賠償が猶予された後も返還されることのなかったドイツ在外財産については、西ドイツは西欧諸国とのあいだで締結されることになるナチ被害者補償のための二国間協定やその他の援助協定等をめぐる二国間交渉のなかで個別に解決を模索し、英、伊、インド等の一部諸国からは返還合意をとりつけることに成功する<sup>67)</sup>。

1952～53年の諸条約・諸協定が示す転換は、西欧の経済、安全保障システムのなかに西ドイツを統合するという冷戦下の要請の枠内で、西側三連合各国それぞれの経済上、安全保障上の利益関心を満たしつつ、西ドイツにとっても積極的な意味が見いだせる枠組への転換だった。西ドイツの同権化と政治的、経済的、安全保障上の西側統合はそのなかで同時に実現し、西側諸国は政治的経済的に、また安全保障上もより緊密な関係を作り上げるにいたった。西ドイツの「補償外交」はこの基盤のうえに効果的に展開されることになる。

---

67) Susanna Schrafstetter, »What about paying BRITISH victims of Nazi hell camps?« Die Entschädigungsfrage in den deutsch-britischen Beziehungen, in: Hockerts / Moisel / Winstel (eds.), *Grenzen der Wiedergutmachung*, pp. 568-629, here esp. pp. 601-603; *Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung*, 73. Kabinettsitzung am Mittwoch, dem 15. Juli 1959, TOP C: Deutsches Beteiligung an der Finanzierung des Indus-Wasserprojekts; 92. Sitzung am Mittwoch, dem 20. Januar 1960, TOP F: Romreise des Bundeskanzlers, n. 15.

【付記】本論文は、平成 23-26 年度科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号 23243026）「日米特殊関係による東アジア地域再編の政治経済史研究」の助成を受けた研究成果の一部である。

※本論文は『名古屋大学学術機関リポジトリ』（<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/>）内に電子版が掲載されており、閲覧・ダウンロードが可能である。